

新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する
「まん延防止等重点措置」と「緊急事態宣言」について

		まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
政府が公示	区域	特定の区域 (基本的に都道府県単位を想定)	都道府県
	期間	原則6カ月	原則2年
	発出要件	当該都道府県に感染拡大のおそれ が認められる場合であって、医療 提供に支障が生じるおそれがある と認められるとき	全国的かつ急速なまん延により国 民生活・国民経済に甚大な影響を 及ぼす事態等が発生したと認める とき
知事の要請内容等	実施区域	知事が定める区域 (市町単位等を想定)	知事が定める区域 (県全域、市町単位等)
	要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の変更(時短要請) (休業要請なし) ・その他の措置 従業員に対する検査受診勧奨、 入場者の整理・誘導、 発熱等の症状を呈している者の 入場の禁止、 手指の消毒設備の設置、 事業を行う場所の消毒、 入場者に対するマスク着用等の 感染防止に関する措置の周知、 当該措置を講じない者の入場の 禁止 <p>※業態ごとの新規陽性者数、 クラスター発生件数、発生動 向等を勘案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛要請 ・施設の使用制限 (時短要請、休業要請) ・催物の開催制限 ・その他の措置 従業員に対する検査受診勧奨、 入場者の整理・誘導、 発熱等の症状を呈している者の 入場の禁止、 手指の消毒設備の設置、 事業を行う場所の消毒、 入場者に対するマスク着用等の 感染防止に関する措置の周知、 当該措置を講じない者の入場の 禁止
	要請対象	措置を行う必要があると認め る業態(※)に属する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民 ・学校、社会福祉施設、興行場、 その他多数の者が利用する 施設管理者等
罰則	命令に違反した者に 20万円以下の過料	命令に違反した者に 30万円以下の過料	
参考(協力金)	20時までの時短に対し、 事業規模(売上高)に応じた 支給額	[前回宣言時] 20時までの時短に対し、 6万円/店舗	

※業態：営業や企業の状態、形態を指す。(例：飲食業、キャバレー 等)